

令和4年度 八尾市障害児保育審議会議事概要

開催日時：令和4年12月27日（火）

午後1時30分から3時30分

場 所：八尾市水道局 大会議室

出席委員： 堀 委員（会長）
前田委員（副会長）
鶴 委員
木曾委員
辻内委員
工藤委員
古賀委員
大倉委員
西川委員
上田委員

欠席委員： 玉田委員

事務局	こども若者部	山口参事 重尾参事
	こども施設運営課	阪本課長
	こども施設運営課	牧野課長補佐
	保育・こども園課	野本課長
	保育・こども園課	山平課長補佐

●開会

事務局：・「会議の公開に関する指針」に沿った公開を了承確認

- ・傍聴者確認 なし
- ・資料の確認
- ・開会挨拶
- ・委員紹介

●会長挨拶

会 長：本日はお集りいただきありがとうございます。協議会から審議会となり随分経ちますが、本日、会の終わりに事務局報告があると聞いております医療的ケア児受入れのガイドライン案の中にも記載があるのですが、八尾市は日本で最初に障害児保育を制度化した自治体であります。自分も委員を引き受けるにあたり自信はなかったのですが、そうした八尾市の歴史を知っていたから、喜んで委員を受けることにしました。記載のとおり、八尾市は国に先駆けて障害児保育を制度化しました。当時には、保護者が座り込みを行ったことなどもあったと聞きます。そのことがあったからというわけではないのですが、八尾市は保育を必要と

する事由のその他項目において、障害があることをもって保育認定要件とすることとしてきました。八尾市の取り組みは、自負をもって取り組むべきであると思っています。現実には厳しく、なかなか思うようにはいかないけれども、これまでを大事にして、めざす方向を忘れずに発展していくようにしていきたいと思っています。審議会といえば堅苦しいもので、ゆっくりと議論をしにくいものだと思いますが、遠慮なく具体的な中身のある審議を、少しでもできたらと思っています。

事務局： 会長、ありがとうございました。それではこれからの議事の進行につきましては会長、よろしくお願い申し上げます。

●提言の実現に向けた現状報告

会長： それでは、次第の3. 提言の実現に向けた現状報告を、各委員から受けていきたいと思いますが、その前に、本日の配布資料について、事務局から説明を受けたいと思います。一括して説明いただいて、あとで時間の許す限り議論させていただく、ということによりお願いします。

事務局： それでは、お手元に、資料4「提言推進状況管理表（案）」資料5「実施報告書（令和3年度分）」をご用意ください。提言推進状況管理表（案）をご覧ください。この表の見方ですが、まず一番左の列には、提言実現の方向性5項目を、2列目には仕組みづくりのポイント11項目を記載しており、それぞれに3つの記載欄を設けております。各項目について「これまでの方向性・課題等」とされたことを踏まえて、各機関で取り組んだことが「実績・成果」欄に示されます。実績・成果の根拠については、資料5の「実施報告書」での取り組み状況がもとになっています。そして「今後の方向性・課題等」の欄では取り組みの結果、課題が明らかになったことや今後の方向性について、審議し、確認していくという作りになっております。なお、本審議会開催に先立ち、あらかじめ委員の方からご意見を出していただいたものを記載し（案）として示したものとなっております。委員の皆様からのご報告の際には、「実績・成果」と「今後の方向性・課題等」欄の記載を見ながらお聞きください。資料5「令和3年度実施報告」につきましては、意見交換の際に、ご参考としていただければ、と思います。資料説明については以上でございます。

会長： 事務局の説明が終わりました。早速ですが、提言項目1から5まで、順番に報告をお願いいたします。報告委員は、実績・成果と合わせ、今後の課題認識等についてもご報告をお願いします。先ほども申しましたが、意見交換につきましては、次の案件にて時間をとって、まとめて自由にご議論いただきたいと思っています。

事務局： それでは報告させていただきます。

1-①共生社会につながる 「インクルーシブ（育ちあう）保育」の理念を掲げる

委員：管理職、主幹で理念を共有し、インクルーシブ教育の視点をもった保育が日々実践されているか、主幹を中心に確認しながら昨年度より進めております。今年度も引き続き、園内研を中心に実践に努めてまいりました。

事務局：今後の方向性・課題につきましては、八尾市がめざすインクルーシブ教育保育の理念が広く浸透し、共に育ちあえる保育実践がすべての保育施設で行われますように、引き続き周知に努めてまいります。その際に、保育者同士の語り合いの中で、具体的に言えばこういうことなんだという、分かりやすい言葉で共有できることが大切だと考えております。育ち合う保育の風土を醸成させるための支援を考えていきたいと思っております。

1-②インクルーシブ（育ちあう）保育の実践を生みだし、検証を重ねて方法論を創り上げることをめざす

委員：コロナ禍における行事の見直しをしながら昨年度進めてまいりました。支援児担当者会議にて、子どもの特性を捉えた中で具体的に手立てを出し合ってもらいました。一日の流れ、時間を絵などで視覚化し、指示も分かりやすく短くするなどして伝えながら、多様性を認め合うクラスづくりに努めています。

また、行事前の支援担当者会議では、担当者だけでなく主担任も加わり、支援児を含めた取り組み方やクラス運営について話し合ってもらいました。

特別支援コーディネーター（以下「CO」と言う。）が中心となり、日々の支援児の見取りを行いながら、支援担当者の悩みに寄り添って、解決に向けた具体的手立てを行っています。

副会長：民間園におきましては、全園で統一した取り組みを行うということが難しく、計画策定は各園で独自のものもありましたが、今年度はCOが中心となり、各クラスのサポート児と一緒に見学したり、計画を保護者とともに立てることに、戸惑いもありましたが取り組んできました。公立園の研修にも参加し、今後各園で統一していけるよう研修を行いたいと考えています。

コロナ禍の中ということもありましたが、支援児と一緒に取り組めるためには、行事の在り方から見直すことが各園の課題であると思います。自園でも達成感を大切にしながら無理のない取り組みで、何を中心に大切にするかを考えながら見直しているところです。シフト勤務のため支援児担当の保育者を固定することは難しいですが、なるべく同じ保育者が同じ対応をすることが課題と思います。担任する保育者だけでなく支援に関わる保育者は研修などで深め、もっと子どもを伸ばすために何が必要かを保護者と一緒に話し合う時間を持つことが課題と考えています。

委員：特別支援教育・保育ゼミについては、他園への巡回指導参加、年3回の全体会では事例を基にしたグループワーク、医療型児童発達支援センターの施設見学、公開保育の園内研を実施し、より実践にいかしやすい内容となるように計画してきました。今後の方向性として、特別支援教育保育ゼミを開催しながら、インクルーシブについて学び、実践にいかしていきたいと思えます。

2-③コーディネーター（リーダー保育士）を導入し、園全体での対応力を高める

副会長：先ほどもお伝えしましたが、特性を園生活の中でどう認めていくのか、“共に”が難しいです。行事内容の見直しを、先生の思いやクラスの子どもたちの思いだけでなく、みんなで一緒にするにはどうすれば良いか自園では考えました。

特性については個々に違いがあり、勉強が足りなく思えます。公立の特別支援C0会議に私立園から代表で参加し勉強してスモールステップのことなどを学んでいるので、私立園全体でも統一しながら、職員の意識改革、質の向上に努めたいと思っています。

事務局：令和3年度に決定した事項として、私立園全園で令和4年度からC0を指名していただき、C0が中心となりながら、個別の支援計画や指導計画を作成することとなりました。新しい取り組みですので、今後はC0の役割や活用について、充実させていくこととなります。

委員：スモールステップを意識した計画になっているか、担任と担当者、C0が確認し合って実践につなげています。会計年度任用職員が支援担当であることが多いので、C0が見守ることが多いですが、担当者間で情報共有するための時間の捻出が困難なことが課題となっています。

副会長：令和3年度公立のC0会議に私立園から数名代表の主幹保育教諭が参加させてもらいました。私立園ではC0がどんな仕事をするのか手探りだったので、令和4年度はC0の役割を勉強するため、数回研修会を開き、できるだけ統一した役割となるように取り組みました。各園での取り組みへの違いが、計画策定や指導案の違いとなりましたが、今後は研修会を深め、より良い支援の方法を学びたいと考えています。

2-④障がい特性への対応力を高めるため、市関係機関での後方支援を強化する

委員：医療型児童発達支援センター事業としまして、保育所等訪問支援事業、就学前施設や保護者からの依頼で園に訪問し助言しています。その他、保健所や保健センターへ職員の派遣、理学療法士や保育教諭、令和3年度から管理医師が配置されているので、管理医師も派遣しています。管理医師が配置され、相談件数が充実し、診察が増え、診察から訓練や個別保育につながり、相談への対

応が充実してきました。課題は、地域の中核的役割を担うために、療育支援を充実させるための人材配置・人材育成と考えています。

委員：令和3年度の子育て支援総合ネットワークセンターの実績として、発達検査を含めた相談事業、親子教室で、適切な機関や進路につなげることができました。未就園の5歳児に家庭訪問をし、就園意向等状況確認、地域子育て支援センター等地域の資源を紹介しています。

課題は、「ほっぷ」には弁護士などの様々な専門職が配置されており、重層的な相談支援を進めるための連携を進めていかなければならないと考えています。令和3年度の実績では心理士等の専門職による未就園児のフォロー、訪問を相談支援につなげていきましたので、今後は4・5歳児に広げ、状況把握、就園につなげる取り組みを進めてまいります。

事務局：医療的ケア児の保育受け入れについて、令和4年度に検討部会を開催することとなりました。今年度の取り組み状況等は後ほど、その他案件で報告させていただきます。

委員：就学相談の相談数が年々増加傾向にあります。保護者の気持ちに寄り添いながら様々な学びの場の説明（支援学校や支援学級、通級指導教室など）、学校見学の調整を行ってまいりました。また、就学前施設とも連携し、就学相談の声かけをしてもらったり、行動観察に行ったりして、小学校へのスムーズな接続に取り組んできました。今後の方向性としては、令和4年4月文科省からの「特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について」を受けて、就学前施設や保護者に対して、より丁寧に説明し周知を図る必要があると考えています。小学校との接続の大切さや就学相談の取り組みについても発信していかなければならないと思っています。

委員：保健センターでは年間で1900名ほどの出生数があり、母子保健法に基づく乳幼児健診があり、4か月、1歳半、3歳半の時期に実施しています。いずれも9割以上が受診しており、未受診者には訪問し、全員把握できています。発達の相談や、妊娠の頃からの相談があった場合には、いちょうやデイサービス等へつなげています。今後も進路や悩みに丁寧な対応に努めていきます。

委員：医療的ケア児が地域で主体的に生活できる環境整備を充実させ、保健・保育・教育・福祉・医療を担当する機関が連携を図ることを目的に、「医療的ケア児支援のための地域連絡会議」を開催しています。令和3年度はいちょうの管理医からの講義、関係機関との意見交換を行いました。令和4年度に実施されました大阪府の医療的ケア実態把握調査を参考に、支援の在り方を検討していきたいです。

3-⑤個々の就学前の障がい児を中心に置き「切れ目のない支援」の整理・発展を図る

委員：切れ目のない支援の実現をめざし、こども総合支援センター「ほっぷ」を開設し、相談機能の充実やセンターを核とした関係機関の相互連携の強化に向け、検討会議を実施しました。保育施設入所後も園訪問をし、支援方法等の助言を行う後方支援の事業を検討しています。多様な専門職を配置しているので、機能の充実を図り、園への後方支援により園の対応力を強化してまいります。

委員：公立園において、保護者に寄り添う支援として月3回ひろばの実施と、土曜日月2回ほど園庭開放、昨年度から一時預かり事業を展開しています。ひろばや一時預かりは就労やリフレッシュの方がおり、話の中で保護者の悩みを引き出し、サークル活動やぼかぼか広場など保護者が孤立しないように子育て支援センターを紹介し、発達に不安のある子どもは「ほっぷ」につなげてまいります。

副会長：保育サポート児で児童発達事業所を並行して利用しながら、月2回園に来られてアドバイスを受けている児童がいます。パステルゾーンで、「ほっぷ」で児童デイを勧められ通っている児童もいます。デイで何をしているかつかめないため、どれだけプラスになっているのか見通しが持ちにくいです。課題は、児童デイと保護者、園の3者で情報共有することと考えています。

3-⑥各関係機関の総合的な視点による認定・審査の会議体「調整会議」を導入する

事務局：保育サポートを希望する新規入所児童については、入所調整会議にて関係機関から意見聴取を行い、入所決定するしくみに沿って、保育・こども園課で行っています。

令和3年度、新たに保育サポート認定された児童は85名、そのうち35名が新規の入所児童、50名が在園児から認定されました。今後も適切な利用調整に努めてまいります。

4-⑦障がい児の保護者の置かれる状況やニーズに対応し、相談・支援に取り組む

事務局：保育サポート児の保育利用時間は、令和4年度より、原則短時間としながらも、保護者の保育要件によっては標準時間の利用も可能とすることとしました。課題は、児童の状況によって、長時間保育に対応できる人材の確保が難しい状況があるということです。

委員：個別の支援計画を、担任、支援担当者、CO、保護者と共に作成しています。保護者が気楽に相談できる関係をつくるために、COが留意点を周知しています。個人面談にCOも同席し、専門知識を活かしながら、保護者が安心できる

言葉かけや提案ができるように取り組んでいます。今年度については就学にむけて不安のある保護者が相談に来られたケースもありました。

4-⑧障がい児保育の加配段階等を認定審査する際の、サービス決定基準を明確化する

事務局： 保育サポートの制度については、現行制度が現在の入所の状況に即していない課題があります。制度の変更に向けて令和3年度から取り組み、他市への視察や施設向けアンケート、サポート児の保護者アンケートを参考に、より良い制度を構築していくこととしています。

副会長： 3歳児のサポート児、申請は当初1対2でお願いしていたが、入園後対応ができないとのことで、市に相談し1対1にしてもらったケースがありました。多動の児童に対しては保育者が見きれない場面もあります。早急でスムーズに対応してもらい感謝しています。市との連携も大切にしていきたいです。

事務局： 医療的ケア児受入れガイドラインを策定しています。策定後には、私立園でも受け入れを開始することとなるので、ノウハウの伝達等の支援が必要であると考えています。

4-⑨審査結果を元に、適切なサービス案内ができる申請窓口とする

事務局： 入所相談の際には、保育経験者などの専門職が問合せ対応をしております。子どもの状況、保護者の思いや家庭状況を聞きとりながら、子どもにとって最適な選択肢は何か、複数の選択肢をお示しできるように心がけています。保健センターやほっぷでは、入所申請前より、進路について保護者と考えてもらっていますが、今後も保護者が納得して進路選択できるように、相談や案内を全ての関係機関で丁寧に行うことを努めていきます。

5-⑩障がいのある子どもとない子どもがともに育ちあう実践を創り出す意義を共有する

委員： 支援児対応に関する園内研究会を実施し、公開保育をしました。それぞれの視点から、インクルーシブ教育・保育を大事にしていこうと検討しました。各園の特別支援COがファシリテーターを務め、学びが深まるように取り組みました。

5-⑪ノウハウや実践を継承でき、公民共通でスキルアップできる研修制度をつくる

委員： 医療型児童発達支援センターでは、就学前施設を対象にOT・STによる研修をしました。STは、小学校の職員向けの研修も行っています。また公立の特別支援教育保育ゼミメンバーの見学受け入れを行っています。今後も見学の

受け入れや、研修のサポートを行って、各園の対応力向上の支援にあたります。見学を受け入れることで、いちょう職員の資質向上につながっていくので、継続していきたいと考えています。

委員： 保育サポート児の在籍園に、支援の方法等の向上を図るために、専門家による巡回指導を年に1回行っています。実際に子どもの様子を見ながらアドバイスをいただいています。幼児教育研修は、特別支援教育保育に関する内容を2回、特別支援教育・保育ゼミ2回を実施しました。市内中央の会場で実施し、多くの人に参加してもらえよう工夫しています。教育センターでは、学校に向けた特別支援教育に関する研修も実施しているので、就学前施設に紹介し、共に学び合える体制づくりをしています。

今後の課題は、巡回指導を年複数回実施してほしいとの声があるため、できるよう働きかけると共に、他の相談機関を紹介するなど他機関との連携も深めていきたいと考えています。研修については、公立私立のニーズに応じた研修の内容や講師選定、たくさんの人に参加してもらえようオンラインの活用も考えていきたいです。

会長： ありがとうございます。ここまで提言項目ごとに、各委員の現場における実績・成果と合わせ、今後の課題認識等についてご報告を受けました。資料は事前にいただいていたが、改めて報告いただくことで、聞きたいことがたくさん出てきました。時間の限りもありますので、これより案件4.といたしまして、各委員間で、各項目への課題提起や、今後の方向性や具体策の提案等について、時間の許す範囲で意見交換を行いたいと思います。

どなたからでも結構ですが、特に管理表に対して発言いただくと分かりやすいかと思います。

委員： ③について、特別支援C0を各園配置するための財政的な補助はどのようなものがありますか。公立園だけでなく、今後私立園でも配置されるものだと思いますのでお聞かせください。

事務局： 運営費補助金のメニューの中に、特別支援C0事業を今年度より設け、人件費までいかない取り組みに対する補助ではありますが、市として民間園とともに制度をつくりあげるという趣旨で、現職員の中でご指名いただくこととしています。配慮の必要な子どもには、個別の支援計画をつくりましょと声掛けして、一緒に取り組んでいます。

会長： 八尾市としてインクルーシブ保育を進めていく上での中核となるのは、C0です。あるべきC0というものはあります。理想を言えばC0は現場をよく知っていて、実践で困っている人にアドバイスができます。インクルーシブ保育をある程度知っている、専門的な知識をもっている、押し付けるのではなく

聞き取りをできます。

国が制度化されていない中で八尾市としてC0の加算補助をつけたことはうれしいです。形だけで取り組んでいるのではなく、実践の中で支えながらインクルーシブな社会をめざす。きれいごとで済まさず、現場でやっていく。それを担うのがC0であります。ある意味の理想であり、そのようなことがすぐできないのが現実であります。理想でなく現場における取り組みにリーダーは自覚をもち、形だけのC0にならないようにしてほしいです。

事務局：現場では、リーダー的な保育者がC0を担っている園が多いですが、C0は日々迷いをもって過ごしているようです。私立園でも学習会の取り組みがはじまりましたし、教育センターの研修等もあります。C0が園に一人ずついるということは、これからの八尾市の大きな強みとなりますので、形だけにならないように、市としても支援していきたいと考えています。

委員：私立園C0の配置数と役職はどのような状況でしょうか。現時点と、今後の想定をわかる範囲で教えてください。

副会長：今年度から配置している園がほとんどであり、ほとんどは主幹保育教諭です。現場に入っている方もおられるかもしれませんが、自分の園では現場に入らず日々の保育を見守ることができる人で、先生の悩みや支援を園長とともに考えていると認識しています。

会長：“インクルーシブ保育”を説明するときに、カタカナ語で伝えることで市民が違和感をもつことがあると思います。現場で保育している方々の中にもおられると思います。“共に育ちあう、共に生きる”と、具体的な言葉に言い換え、語り合う必要性があります。めざしているのは、簡単に言うと助け合いであり、市民同士が助け合う、専門家を派遣して市民が主人公となって良い生き方育ち方をできるよう、どう行政としてバックアップしていくのか。側面から支援を行っていきます。“助けあう、共に生きる社会を、関係を作っていこう”という言葉で言い換えていいと思います。インクルーシブという言葉掲げ、自治体がめざす考え方として、具体的な答申を受けて、政策にまとめ、毎年振り返りを、市としてしているところは、他にありません。自負をもって、コツコツとやっていっていただきたいです。八尾市に期待しています。

子育てで戸惑ったときに、相談に乗ってくれるところがあり、園ができるだけ受け止めようとしています。だが、実践の場面では戸惑いがあります。保護者も色々な方がおられ、難しい。どのように就学していくのか等、長いライフスパンの中で、障がいがあっても一人の人間として生きていけるようにどうしていけばいいのか。管理表をみると、八尾市のやろうとしていることがよく分かります。どこに問題があるのかも見えてくる。模索して、よくしていこうとしていることが伝わってきます。問題のある箇所も見えてきます。

障がいのある子どもの保護者は、本当に遠慮しています。混乱し戸惑っています。“うちの子が迷惑になる”とよくおっしゃっています。そうした思いの保護者とどうやっていくか。落ち着かずトラブルを起こす子どもの場合、加配保育者がいることで、周りの子どもたちとの関係が進まないことがあります。加配が壁になっていることがあります。加配と主担任の連携、保育者同士の連携が大事。主担任が加配に任せていて、忘れてることがあります。現場を見に行くことで分かることがあります。研究者も現場から学ぶことが大切です。

委員からの意見にありましたが、児童発達支援センター、療育教室の個別指導で子どもは伸びます。一方で、他の子どもたちと育ち合う、社会で生きる力を育てるには園でしか身につけません。今は園を休んで発達支援に参加する子が多いです。みんなと生活することで、園でもまれながら学びます。療育教室も大事であります。保育士の力量、親の理解、行政の立場によりますが、理想なのはアウトリーチして園に出向き、みんなの場で関わってアドバイスすることが本来の児童発達支援センターの目的であります。本日の報告を受けた内容から、正直に問題点と課題点が語られていたと思います。そこを少しずつ取り組んでいくことが大事であると思います。

委員：管理表は現在（案）ですが、今意見交換をした上で、最終的に改めて審議する場があるのでしょうか。

事務局：案として出しているので、この場でご意見があればいただいて修正し、次年度につなげていきたいと考えています。

委員：事前に管理表はいただきご意見できています。外国籍、虐待等支援の必要な子ども、全体的な取りまとめやつながり、整合性はどのようになっているのでしょうか。

事務局：発達に関わらず園で取り組んでいますが、こども総合支援センターほっぷがオープンし、八尾市の中核となって色々な子どもや保護者からの相談を受けていくと考えております。

会長：委員の指摘は、インクルーシブ保育とは何かということを改めて考え、整理するという課題が必要ではないかという問題提起だと捉えており、大事なことだと思われまます。

委員：ほっぷは、今年度情報連携のシステムを導入しており、共有が必要な情報について、関係課で入力をしてもらい、共有を図っています。それぞれの園で支援計画の部分でも連携し、作成したりサポートしたりしていくことを考えています。

会 長 : 管理表のどこに記載していますか。

委 員 : 記載できていないので、3-⑤の課題・方向性に記載していきます。

委 員 : 現場の支援児が増える一方で、保育者の加配をつける難しさがあると感じています。委員の意見にもありますとおり、行事の在り方にも関わってくる。支援児だけではなく、全ての子どもたちにとって何が良いのかと考えている悩みなのではないかと思います。インクルーシブ保育という言葉が最近よく使われるようになっていますが、使い方によって意図するところが違ったり、イメージするところが違ったりすることが課題と私自身は感じています。単純に一緒にいることがインクルーシブと思われがちではないかと危惧しています。障がいのある子どもだけでなく、外国籍の子ども、家庭の状況が違う子ども、みんながより良くというのが、インクルーシブであります。

個別の支援だけでなく、園の保育としてどうあるべきか、保育の在り方の見直しもしていると思うので、そのことが分かるような内容や、そこでのCOの役割を、今後管理表へ記載していったらいいでしょうか。

事 務 局 : 提言書を作成した際にも担当してきた経過からご報告しますと、(1)②実績「ユニバーサルデザインの視点に立った保育」、ここではどちらかという視覚化や構造化の部分がクローズアップされています。提言書9ページの一番下「ユニバーサルデザインによる保育」は、障がいのある子だけでなく、外国籍、虐待等多様な課題を抱えている子ども全体に対し、ユニバーサルな考え方で保育をするという提言が、理念に含まれていると捉えています。管理表(1)②実績「ユニバーサルデザイン」のところに、多様な課題を含めたユニバーサルな理念をもって障害児保育に取り組んでいくことを、今後の方向性に書き加えていければよいのではないかと思います。

委 員 : 視覚化、構造化が独り歩きして、視覚支援カードがその子どもやクラスに合っていないことがあります。保育カリキュラムの在り方、保育そのものをどうしていこうというところに立ち返って検討されるとインクルーシブが深まっていきます。保育そのものを変えずに、やり方だけの取り組みにならないよう、保育の中身や在り方自体を検討していきながら、保育全体を考えていけると良いと思います。

会 長 : ユニバーサルデザインを、“わかりやすい発問”“視覚化”と先生が考え、従わせていることがあります。子どもが理解していないので戸惑い、なぜそうしなければならないか分からないのに、押し付けていることがあります。目の前にいる子どもから実践をつくっていく。委員がおっしゃっていることは重要であると思います。

会 長 : それでは、案件 5. その他でございますが、事務局からは何かございますでしょうか。

事 務 局 : 資料 7「医的ケアに関するガイドラインについて」、障害児保育審議会の部会として、今年度医療的ケア児保育等検討部会を立ち上げ審議をしてきました。11月30日～12月28日までの期間で、パブリックコメントを募集しています。

令和 3 年 9 月に医療的ケア児支援法が成立し、医療的ケア児の健やかな成長はもちろんでありますが、家族の離職の防止という趣旨が法に含まれています。自治体でガイドラインを作り、各園で体制を取って受け入れることが法に規定されています。このガイドラインは、受け入れに際しての基本的な考え方や留意事項、それによって安全かつ円滑なつなげるために作成しています。

医療的ケア児の受け入れについても、インクルーシブ保育の考え方をしっかり受け継ぎながら、本市の特長を活かしたガイドラインを作成したいと考えております。今までは公立園に限定した案内でしたが、今回より広く拡大していきたいと、審議会で議論をしまりました。本市では、医療型児童発達支援センターで親子通園を受け入れる他、民間でも児童発達事業所、いわゆる児童デイが多くあるのが本市の特徴であり、特徴を踏まえたガイドラインになるよう検討をしまりました。

第 1 章は、基本方針 対象者と医療的ケアの実施者（看護師中心・研修を受けた保育教諭）、体制、利用日、利用時間。第 2 章は入所までの流れを 9 ページで、どの部分で入所を考えるのかイメージをもってもらい、10・11 ページで、入所までの流れを整理しています。医療型児童発達支援センターに医師がいるので、かかりつけ医の意見書だけではなく、子どもの状態を市として把握したうえで、安全に受け入れができるか入所の判断をしています。第 3 章は実施体制、看護師がキーパーソンとなります。CO は、各園支援計画作成の際のキーパーソンになる取り組みがはじまっているので、子どものための計画をしっかり作りながら受け入れをしていきます。緊急搬送先としては市立病院が担ってもらえることとなっております。安全に受け入れをしながら、市として体制を取ってまいります。第 4 章は関係機関との連携、個別の支援計画を活用しながら、就学期に向けて連携をしていく、切れ目のない支援をしていくので、「やおっこファイル」を活用します。

今後の予定は、12月28日までパブリックコメントを受け、1月に最終回となる部会開催、ガイドラインを決定し、ガイドラインに基づく保育利用は、令和 6 年入所のタイミングからとなります。本格実施に先駆けて、令和 5 年度入所分について、医療的ケア児を受け入れていただける民間園を新たに整備いただいておりますので、モデル的に始まっていく予定です。

会 長 : 今年は障がいのある子どもの教育、保育、福祉にとって画期的な年になると思います。国連の障害者権利委員会が日本政府に対して、一方的に指導するというのではなく、疑問に思うことは懸念、良いところは認め、改めてほしいと

ころを9月に勧告を出しました。「障害者権利条約 国連勧告で問われる日本の障害者施策」をゆっくり読んでいただきたいです。素晴らしい内容です。理想やめざす方向を忘れないように指摘しながら、日本の医療的ケア児支援法を認めています。それは、最近できた内容でありますので。ガイドラインの15ページの3には、「医療的ケア児“も”」とあり、一般の子どもと同じように見る、その子が育つことを支援することと同時に、“他の子どもと共に育つ”ということがきちんと書いてあります。「一人ひとりが育つ」「みんなの中で育つ」ことが、どの子にも必要です。各委員がおっしゃっていたように、障がいのある子どもだけでなく、一般の子どもたちも共に育つことが必要なわけです。

インクルーシブ保育を進めていくということは、保育そのものが変わっていくことです。一つ提案します。インクルーシブに、「共に育ちあう」をつけてはどうか。一般の保護者にも分かるように。国連は、日本の特別支援教育は間違っていると言っています。本当の意味でのインクルーシブ教育を考えるように、4.27文部科学省通知は撤回するようと言っています。障がいがある子どもの教育・保育を考えるときに、障がいに応じた手立ては当然ですが、他の子どもたちと生きていくことを前提にして、配慮すべきだとしています。日本は逆になっています。みんなと共に暮らすということが後回しになっています。これはまだ理想ではありますが、めざす理念であり、現状を見なければいけません。国連の良いところは押し付けないところです。日本の文部科学大臣は撤回しませんと言いましたが、現場の実践は理念と現状の間を、実践が少しずつ進むわけです。

ガイドラインには、日本の医療的ケア児支援法が目的のところに書かれており、医療的ケアが大事であり、一般の子どもたちの中でやっていくと、両方書いてあります。医療的ケア児支援法をモデルにしても良いくらいです。今後、八尾市がガイドラインに基づいたものになっていくか期待しています。国連の勧告を、この審議会ではしっかりと受け止め、何から取り組むかが問われています。今の通常のクラスでは、障がいのある子どもがない子どもと共に学ぶには不十分な点があります。一クラスの子どもの数が多く、先生が疲れている現状もあります。厳しい状況にあつて、日本の特別支援教育は医療モデルになっている。国連の権利条約は、仮に障がいのある子どもが今のままだと、周りが受け止めて生きていこうとすれば生きていけるという立場で述べました。

障がいのある女性や障がいのある子どもについても書いてあります。障害者権利条約の第7条の「障害のある子ども」の条項に関しては、児童福祉法で規定されている早期発見、早期療育システムは、障がいがある子どもたちを、診察を通じて社会的隔離に導き、地域社会やインクルーシブな生活の展望を妨げる恐れがあると指摘しています。早期発見、早期療育は必要だが、子どもを分けていく恐れもあるということです。

現場はおかしいなと思ったらインクルージョンの理念に少しでも近づく努力を、現状を直視して少しずつ改革していくことはできます。本来であれば、この審議会においても国連権利委員会勧告の勉強会をして、管理表を見直す必

要があるのではないかとと思いますが、なかなか難しいことではあり、勝手ながら自分の意見として述べました。

委員： 3-⑤「こども総合支援センターを核とした関係機関の連携」を、「こども総合支援センターを核とした、支援に必要な情報を含めた連携機関の強化」とします。

会長： 審議会に、障がいのある本人や障がいのある子どもの保護者の誰か、当事者を加える必要があります。そうでないと私たちの独りよがりになる恐れがあります。

委員： 国連の勧告、会長の話を聞いてそのとおりでと思いました。当事者参加の会議も、ぜひ考えていただきたいです。医療的ケア児ガイドラインについて、10ページの3「入所申請」発達検査は、新版K式発達検査だけでしょうか。新版K式だけでないといけないのかであれば理由を教えてください。

もうひとつ入所調整会議のところ、③集団生活への適応、「適応」という言葉が、少し気になる。適応というと、“適応させる”という感じで、インクルーシブの理念から外れてしまう言葉に感じる。何か別の文言に代えられるのであれば一度検討をいただければと思います。

事務局： 新版K式発達検査は、子どもの発達段階の状況把握のために必要としており、受検が難しい場合も実態把握のために何かしらの検査は受けていただきたいと思っています。保育サポート利用調整の中で検査結果を参考にし、児童の状況把握をしています。医療的ケア児の発達段階の把握をするため、何かしらの検査を受けてもらいたいですが、検査を受けることがむずかしい場合には、聞き取りや観察も含めて、状況把握をしていきたいと考えております。

7ページに医療的ケアの範囲が書かれています。③の集団生活への適応は、集団の場に入るということで、まずは感染症による基礎疾患の悪化や合併症のリスクが低いことを前提とし、安全に預かることを最優先にしたいと考えています。もう一つは、保育時間をおおむね保育室で過ごすことができるということで、他の児童と一緒に過ごすことができ、他の児童と言葉ではなくても何らかのコミュニケーションを取っていけるという点で適応としています。

会長： しっかりと答えていただき、ありがとうございました。副会長、具体的な事例を出してもらい面白かったです。最後に、民間そして現場を抱えながら考えている立場として、ご意見をいただきたいです。

副会長： まだまだ経験不足ですが、現場は日々問題がたくさんあります。共に育つ、というところで何が良いのか、全ての保育教諭が抱えている問題であります。一人ひとりの保育教諭を見ると、クラス運営一つをとっても、この方向でいい

のかこのカリキュラムでいいのか、この行事でいいのか、突き詰めていくと前に進まないの、園全体の保育方針や目標を持って、やれているところから共有していったところではあります。

職員が多ければ良いという問題ではありません。それぞれの先生たちの個性、保育年数、経験年数、そして保育の質、色々な課題を山積みしながら、私立各園抱えている課題はたくさんあると思います。障がいをもつ子だけではなく、一人ひとりをどう見ていくのか、どう共に育っていくのか考えさせられることが多々あります。ここで出た課題も含めて、現場に持ち帰り、目の前の一人ひとりに向き合う保育・教育を見直しながらこれからも頑張っていきたいです。自園では、重度や医療的ケアの子どもはいませんが、今後どんな子どもや保護者の方がいらっしゃるか、また現場からの問題も出てくると思いますが、一つひとつ丁寧に向き合いながら、専門機関の皆さんの意見をいただきながら、頑張りたいと思っております。

事務局：事務局より今後の予定でございますが、先ほどご決定いただきましたように、会長にご相談しながら、事務局で資料4「提言推進状況管理表」を取りまとめで次年度に引き継いでまいります。来年度の開催については開催時期や審議内容について、会長にご相談の上、ご案内させていただきます。

また、本審議会の委員委嘱の任期は2年間となっております、令和5年5月31日をもって任期満了になります。ここ数年はコロナ禍で集合開催が叶わない中の審議を重ねてまいりましたが、委員の皆様のご協力により充実した審議が行われたと感謝しております。本当にありがとうございました。次期の委員委嘱につきましては、先ほどいただいた委員構成も含めて検討し、改めてお願いする予定ですので、その際はよろしくお願いたします。

会長： それでは、これをもって、令和4年度障害児保育審議会を終了いたします。どうもありがとうございました。